



FÉDÉRATION INTERNATIONALE DES CONSEILS  
EN PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE

INTERNATIONAL FEDERATION OF  
INTELLECTUAL PROPERTY ATTORNEYS

INTERNATIONALE FÖDERATION  
VON PATENTANWÄLTEN

## 執行委員会の決議、2015年4月13日～18日、於南アフリカ、ケープタウン

### 「各国特許庁間の協力関係及びユーザーインプット (User Input)」

世界中の専門家を広く代表する団体である**FICPI (International Federation of Intellectual Property Attorneys)**は、2015年4月13日～18日に南アフリカ、ケープタウンで開催した執行委員会において、以下の決議を行った。

FICPIが長らく、多くの法律の制定過程においてオブザーバーとして広く認識されており、また長年にわたり知的財産権に関する条約及び知的財産法、知財実務において建設的な貢献をしてきたことであろうことに**留意し**、

さらに、世界の主要な特許庁が特許三極協力を拡大させ、五大特許庁 (IP5)、商標五庁会合 (TM5) そして、現在は意匠五庁会合 (ID5) と称されるグループによって相互間の協力関係を発展させてきたことに**留意し**、

上述のグループによって提示されたトピックは、当初、特許庁の実務の手続き的及び組織的な側面に関するものであったが、現在は、次第に知的財産法及び実務の実体的な側面を含むまでに、拡大していることを**考慮し**、

さらに、五大特許庁 (IP5) の各特許庁の管轄権における主要産業を主に代表する “IP5 industry” グループが作られ、五大特許庁 (IP5) にインプットを提供していることを**考慮し**、

FICPIの会員は、個人や中小企業、大学、大企業を含む、知財システムの全範囲のユーザーを代表していることで知られており、上述のグループの各特許庁は、法律及び実務の問題について議論し、変更を考慮する際に、実務者たちの観点としてFICPIによるインプットを歓迎していることを**強調し**、

さらに、上述のようなFICPIによるインプットの価値が、上述の特許庁間の協力関係の枠組み内においても低下する理由が見当たらないことを**強調し**、

五大特許庁 (IP5)、商標五庁会合 (TM5) 及び意匠五庁会合 (ID5) グループに参加している特許庁に対し、特許庁が受け取るユーザーのインプットと、特許庁とユーザーとの間の対話にFICPIを体系的に参加させることの適切なバランスを保つことを保障させることを**提案する**。